

情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務について

1 情報公開・個人情報保護審査会条例第3条の第1号から第5号までに所掌事務として規定されている事務（以下「1号事務」～「5号事務」という。）。

■ 1号事務 情報公開条例第19条に規定する審査請求に関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。

※ 公文書の全部開示決定、部分開示決定、不開示決定又は開示請求に係る不作為についての審査請求に関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。

■ 2号事務 個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）第40条に規定する審査請求に関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。

※ 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止に係る不作為に係る審査請求に関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。

■ 3号事務 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。

※ 審査会への諮問の事例としては、法改正や制度改正により制度の運用方法を見直す必要がある場合に、見直し案について諮問すること等が想定されます。

■ 4号事務 前2号に掲げるもののほか、保護条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

※ 1 実施機関が個人情報を本人以外から例外的に収集するにあたり、実施機関が意見を聴いてきた際に意見を提示すること。（保護条例第4条第2項第7号）

※ 2 実施機関が保護条例第2条第4号に規定する要配慮個人情報を例外的に収集するにあたり、実施機関が意見を聴いてきた際に意見を提示すること。（保護条例第4条第4項）

※ 3 実施機関が通信回線による電子計算組織の結合により個人情報を実施機関以外のものへ例外的に提供するにあたり、実施機関が意見を聴いてきた際に意見を提示すること。（保護条例第8条第2号）

■ 5号事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成25年法律第27号) 第28条第1項に規定する評価書に関すること。

※ 広域連合が特定個人情報ファイルを保有する前の段階又は特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更を加える場合(軽微な変更の場合を除く。)に、特定個人情報ファイルを取り扱う事務における当該特定個人情報ファイルの取扱いについて自ら評価を行い作成した特定個人情報保護評価書(「基礎項目評価書」及び「全項目評価書」)について、第三者点検を行うこと。

2 情報公開条例に個別に規定されている事務

(1) 個人に関する情報の例外的基準に関すること

実施機関が、予算執行を伴う広域連合の事務事業に係る個人に関する情報について、開示することが公益上必要なものとして開示基準を作成するにあたり、実施機関が意見を聴いてきた際に意見を提示すること。(第7条第1項第1号オ)

(2) 苦情申出に関すること

苦情の申出の内容が、行政不服審査法の規定に基づき審査請求できる事項又は情報公開制度の運営に係るものについて、実施機関が審査会の意見を聴く必要があると認め、意見を聴いてきた際に意見を提示すること。(第22条第2項)

平成30年度、令和元年度及び令和2年度における 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営状況について

平成30年度、令和元年度及び令和2年度（令和3年2月末まで。以下同じ。）における福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）が所掌する事務に係る情報公開制度及び個人情報保護制度の運営状況については、次のとおりです。

1 情報公開制度に係る審査請求の状況について（1号事務）

審査会への諮問を伴う情報公開制度に係る審査請求の実績はありませんでした。

審査請求がなかった要因としては、次に掲げる公文書の開示状況のとおり、平成30年度の請求実績は1件で処理状況は開示、令和元年度も請求実績は1件で処理状況は開示、令和2年度については請求実績なしとなっており、請求どおりの処理だったことから審査請求はなかったものと考えられます。

○公文書の開示状況

（単位：件）

年度	実施機関	請求件数	処理状況				
			開示	部分開示	不開示	却下	取下げ
平成30年度	広域連合長	1	1	0	0	0	0
	議 会	0	0	0	0	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
	監 査 委 員	0	0	0	0	0	0
	合 計	1	1	0	0	0	0
令和元年度	広域連合長	1	1	0	0	0	0
	議 会	0	0	0	0	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
	監 査 委 員	0	0	0	0	0	0
	合 計	1	1	0	0	0	0
令和2年度	広域連合長	0	0	0	0	0	0
	議 会	0	0	0	0	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
	監 査 委 員	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	0	0

※令和2年度分については令和3年2月末日時点

2 個人情報保護制度に係る審査請求の状況について（2号事務）

審査会への諮問を伴う個人情報保護制度に係る審査請求の実績はありませんでした。

審査請求がなかった要因としては、次に掲げる保有個人情報の開示状況のとおり、平成30年度の請求実績は42件で処理状況は全て開示、令和元年度の請求実績は45件で処理状況は開示43件、部分開示1件、取下げ1件、令和2年度の請求実績は28件で処理状況は開示26件、部分開示2件となっており、ほぼ請求どおりの処理だったことから審査請求はなかったものと考えられます。

○保有個人情報の開示状況

(単位：件)

年度	実施機関	請求件数	処理状況				
			開示	部分開示	不開示	却下	取下げ
平成30年度	広域連合長	42	42	0	0	0	0
	議会	0	0	0	0	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
	監査委員	0	0	0	0	0	0
	合計	42	42	0	0	0	0
令和元年度	広域連合長	45	43	1	0	0	1
	議会	0	0	0	0	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
	監査委員	0	0	0	0	0	0
	合計	45	43	1	0	0	1
令和2年度	広域連合長	28	26	2	0	0	0
	議会	0	0	0	0	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
	監査委員	0	0	0	0	0	0
	合計	28	26	2	0	0	0

※令和2年度分については令和3年2月末日時点

3 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営状況について（3号事務）

審査会への諮問を伴う法改正や制度改正による運営方法の見直し等の実績はありませんでした。

4 個人情報保護制度における例外的取扱いについて（4号事務）

審査会に意見を求める個人情報保護制度における例外的取扱いの実績はありませんでした。

5 特定個人情報保護評価の実施状況について（5号事務）

審査会に第三者点検を求める特定個人情報保護評価の実績等は次のとおりです。

（1）特定個人情報保護評価（PIA：Privacy Impact Assessment）とは

特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル）を取り扱う地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益の保護のために、事後的な対応ではなく、事前に特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための措置を講ずるという事前対応の要請に応える手段であり、特定個人情報ファイルを保有する前の段階で適切な保護措置を検討するための制度です。（国の個人情報保護委員会のHPより）

（2）特定個人情報保護評価の実施状況について

① 特定個人情報を保有しようとする場合（ケース1）又は特定個人情報の取扱いに重大な変更を加える場合（ケース2）

地方公共団体等が、特定個人情報保護評価書の「基礎項目評価書」と「全項目評価書」により評価を実施した後、住民からの意見聴取（パブコメ）を行った上で、**情報公開・個人情報保護審査会等による第三者点検**を受けた評価書を、国の個人情報保護委員会に提出し、公表する必要があります。

② 軽微な変更を加える場合（ケース3）

地方公共団体等が、特定個人情報保護評価書の修正を行い、国の個人情報保護委員会に提出し、公表する必要があります。

③ 広域連合における個人情報保護評価の実施状況

■平成30年度までの実施状況

○ケース1

- ・マイナンバー制度開始前の評価

※平成27年7月に情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）による第三者点検を実施。

○ケース2

- ・マイナンバーの情報連携開始前の評価

※平成29年2月に審査会による第三者点検を実施。

■平成30年度、令和元年度及び令和2年度の実施状況

○ケース2

- ・中間サーバーとのサーバー間連携開始前の評価

※コロナ禍により審査会の招集が困難だったため、令和2年5月に、会議に代えて書面での第三者点検を実施。（イメージ図は別紙業務全体図のとおり）

○ケース3

- ・情報連携によるオンライン資格確認に伴う修正

※広域連合が令和2年6月に修正

- ・標準システムのバージョンアップに伴う修正

※広域連合が令和3年2月に修正

6 個人に関する情報の例外的基準に関すること

審査会に意見を求める基準の作成実績はありませんでした。

7 苦情申出に関すること

審査会に意見を求める苦情申出はありませんでした。

業務全体図

